

大地震に備えて

家屋の耐震補強は、地震災害を減らす第一歩です

大きな地震で倒壊した多くの木造建物は、昭和56年以前の旧耐震基準当時に建てられたものといわれています。また、ブロック塀等の倒壊やがけ崩れなどによる被害も発生しました。

区内には、旧耐震基準当時の建物や耐震性等が十分といえないブロック塀、地震発生時に崩壊の恐れのあるがけ・擁壁などが多数あります。

区は、次のような建物等の耐震化支援事業を進めています。助成等を利用される方は、必ず事前にご相談ください。

【問合せ】建築課建築防災係(本庁舎8階) ☎(5273)3745へ。

【木造住宅への支援】

①無料予備耐震診断
昭和56年以前に建築された木造住宅等に専門技術者を派遣し、無料で予備耐震診断を行います。

②耐震診断費用等への助成
①の結果、補強が必要と診断されて、耐震詳細診断を行い耐震補強計画を作成する場合、15万円を限度に助成します。

③耐震補強工事費用への助成
②の結果、補強が必要と診断された場合は、一定の要件に基づき、耐震補強工事費の一部を助成します。

【非木造住宅への支援】

①無料予備調査
昭和56年以前に建築された集合住宅や戸建住宅など非木造住宅に、専門技術者を派遣し、耐震相談等を行う予備調査を無料でを行います。

②耐震診断費用等への助成
耐震診断・耐震補強計画を行う場合、一

新潟県中越沖地震で亡くなられた方のほとんどが、木造建物の倒壊によるものでした。震災時の被害を少なくするために、区では、家屋の耐震化や家具転倒防止策を積極的に推進しています。

定の要件に基づき、費用の一部を助成します。

【がけ・擁壁の無料簡易調査】
がけや擁壁について、無料で専門技術者が現地に伺い、相談に応じます。

【ブロック塀等除去費用への助成】
道路沿いに造られ、地震の際の安全性が確認できないブロック塀は、一定の要件に基づき、除去費用の一部を助成します。



新潟県中越沖地震で倒壊した家屋

緊急地震速報をご存じですか

■気象庁は、10月1日(月)から「緊急地震速報」の一般の方への提供を開始する予定です。

震源ではP波(縦波・初期微動)と、S波(横波・主要動)が同時に発生します。P波とS波とは伝搬速度が異なるため、震源からある程度離れた地点では大きな揺れのS波が何秒後に到達するか予測することができます。

緊急地震速報は、これらをもとに主要動の到達時刻や震度を推定してテレビやラジオで事前にお知らせするもので、大きな揺れがくるまでの数秒から数十秒間に身を守るための行動を取ることができます。

【問合せ】気象庁地震火山部管理課 ☎(3212)8341へ。

■「緊急地震速報」のPRビデオ(VHS)・DVDを、貸し出しています。

【貸し出し場所】危機管理課危機管理係・防災センター(市谷仲之町2-42)・特別出張所

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)4592へ。

安価で信頼できる耐震改修工法・装置の展示会

東京都が選定した木造住宅の耐震改修工法・装置の事例約15点のパネル・実物等を展示します。

【期間】8月19日(日)~26日(日)

【会場】東京都議会議事堂1階都政ギャラリー(西新宿2-8-1)

【問合せ】東京都都市整備局建築企画課 ☎(5388)3344へ。

※区は、区民の方からの依頼がない限り、耐震診断や家具転倒防止器具の取り付け等を行うことはありません。区役所の名前をかたる業者にご注意ください。

家具転倒防止器具の取り付けを

最近発生した地震では、家具類の転倒や落下物による負傷が約3~5割を占めています。

区は、震災時に負傷者を減らすため、家具類の転倒・落下防止対策として防災用品等のあっせんを行っています。

【申込み】危機管理課・防災センター・特別出張所で配布している「防災用品のあっせん」パンフレットをご覧になって、お申し込みください。

※取り付け方法等が分からない方は、申し込み時に危機管理課にご相談ください。

【問合せ】危機管理課事業推進係(本庁舎4階) ☎(5273)3874・防災センター ☎(5361)2460・特別出張所へ。

災害時要援護者登録名簿への登録世帯に、家具転倒防止器具等を無料で配布します

▶災害時要援護者登録名簿へ登録を
区では、災害発生時に自分の身を守ることが困難な方(寝たきり高齢者、認知症高齢者、身体障害者、知的障害者等の援護を必要とする方)を事前に把握し、防災関係機関や防災関係組織の方の協力により迅速・的確な援助ができるように、「新宿区災害時要援護者登録名簿」を作成しています。

この名簿は、ご本人やご家族の申し出により作成しています。該当す

る方は、名簿への登録をお願いします。

【名簿配布先】区内消防署・警察署、地域の民生委員、防災区民組織・区関係部署

▶名簿登録世帯に
家具転倒防止器具等を配布

平成20年1月31日(木)までに「新宿区災害時要援護者登録名簿」に登録している方に、家具転倒防止器具および簡易型火災警報器(1個)を3点まで無料で配布・取り付けます。該当する方には、8月下旬以降、順次、危機管理課から通知します。

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)4592へ。

●非課税措置等

障害者・寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、住民税が非課税になります。125万円を超える方でも、障害者控除、寡婦(夫)控除を受けることができます。該当する方はご相談ください。
※障害者に該当する方
身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳の交付を受けている方、または福祉事務所の認定を受けている方(認知症や6か月以上寝たきりによる認定書を受けている方)等
※寡婦(夫)に該当する方
夫(妻)と死別・離婚した方等で、一定の条件に該当する方

●区条例の改正等

地方税法の一部が改正されたことに伴い、区条例の一部が改正されました。主な改正点は、次のとおりです。
(1)上場株式等の譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限が、平成21年度分まで延長されました。
(2)特定中小会社の発行する株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限が、平成21年3月31日まで延長されました。

●税源移譲時の年度間所得の変動に係る経過措置

平成19年中(1月~12月)の所得が前年に比べて大きく下がると、19年度分の住民税で税負担が上がった分を所得税で調整することができなくなっています。

●地震保険料控除の創設

平成20年度分以降の住民税について、損害保険料控除が廃止され(長期損害保険料契約のものは一部経過措置あり)、地震保険料控除の制度が創設されました。
【問合せ】税務課課税第一・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108へ。

住民税(特別区住民税・都民税)のお知らせ

普通徴収の方の第2期分の納期限は8月31日(金)

納期限を過ぎると、延滞金が加算される場合があります。

【納付場所】銀行等の金融機関・郵便局(郵便局は東京都・関東各県・山梨県のみ)・コンビニエンスストア(納付書裏面に記載。ただし、1枚で30万円を超えるものやバーコードの付いていないものはコンビニエンスストアでは取り扱えません)・区税務課・特別出張所
【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。

納税でお困りの方は納付相談を

所得の著しい減少等により、納税が困難と認められる場合には、申請により納める時期を遅らせたり、納める税額を分割にすることができます。

また、災害に遭ったり、その他の事情によって分割納付や徴収猶予納税が困難な場合には、減免措置が受けられる場合もあります。納税でお困りの方はそのままにせず、必ずご相談ください。
【問合せ】税務課課税係(本庁舎6階) ☎(5273)4508・4509へ。

●住宅ローン控除適用者に対する調整措置

平成18年分以前の住宅ローン控除(所得税)の利用者で、平成19年分以降の控除の適用があり、今回の税源移譲で、今まで所得税から控除できていた金額が控除しきれなくなった場合には、翌年度の住民税から控除する方法で調整を行います。たとえば、平成19年分所得税で控除しきれない場合には平成20年度住民税で調整します。具体的な条件や申告方法は、決まり次第お知らせします。